北海道における指定通所介護事業所等の設備を利用し夜間及び深夜に指定通所介護 以外のサービスを提供する場合の事業の人員、設備及び運営に関する指針の概要

#### 1 指針の目的

指定通所介護事業所等において宿泊サービスを提供する場合における遵守すべき事項を指針に定めることにより、当該宿泊サービスを利用する者の尊厳の保持及び安全の確保並びに宿泊サービスの健全な提供を図ることを目的とする。

## 2 主な内容

#### (1) 宿泊サービスの提供

- ・緊急時又は短期的な利用に限って、宿泊サービスを提供すること。
- ・連続した利用が予定されている場合は、指定居宅介護支援事業者等と密接に連携を 図った上でサービスを提供すること。

# (2) 宿泊サービス事業者の責務

・宿泊サービス事業者は、宿泊サービスが位置付けられた居宅サービス計画等に沿って、宿泊サービスの提供を希望する利用者に対し、宿泊サービスを提供すること。

#### (3)人員関係

- ・宿泊サービスを提供する時間帯を通じて、夜勤職員を常時1人以上確保すること。
- ・宿泊サービス従業者の中から責任者を定めること。

# (4) 設備関係

- ・利用定員は、指定通所介護事業所等の運営規程に定める利用定員の2分の1かつ9 人以下とすること。
- ・宿泊室の床面積は1人当たり7.43平方メートル以上を確保すること。
- ・個室以外の宿泊室については、利用者のプライバシーが確保されるよう配慮すること。

# (5) 運営関係

- ・利用者又はその家族に対して宿泊サービスの内容及び利用期間等について説明し、 同意を得ること。
- ・利用者の病状に急変が生じた等の緊急時には、協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じること。
- ・事故発生時には市町村、利用者の家族、居宅介護支援事業所等への連絡、事故の状況や処置についての記録、損害賠償を速やかに行うこと。

## (6) 道独自の規定

・連泊上限日数規定

連泊上限日数規定については、短期入所生活介護等の長期連続利用日数である30日を超えないことに準じたこと。

・個室以外の宿泊室の設備基準

個室以外の宿泊室については、外からの視線を確実に遮断できるしつらえになって おり、パーテーションや家具などと同様にプライバシーが確保されたものである場 合には、カーテンによる仕切りも否定しないこと。

· 重大事故報告規定

条例規定に則して、利用者の死亡事故その他重大な事故であるときは道に報告する としたこと。

・届出書に添付書類(平面図、重要事項を記した文書及び運営規程)を必要としたこと。

## 3 施行年月日 平成 27 年 6 月 1 日